

寄 附 行 為

財団法人 東北港湾福利厚生協会

昭和40年	2月15日	運輸省官政148号	(設立許可)
昭和40年	2月15日	労働省収基第19号	(設立許可)
昭和42年	8月24日	東北海運局第1号	(変更認可)
昭和42年	10月6日	労働省収職第1520号	(変更認可)
昭和46年	11月17日	東北海運局第1号	(変更認可)
昭和46年	12月27日	労働省収職第2230号	(変更認可)
昭和47年	4月3日	東北海運局72第1号	(変更認可)
昭和47年	5月12日	労働省収職第582号	(変更認可)
昭和47年	8月25日	東北海運局72第4号	(変更認可)
昭和47年	8月25日	労働省収職第1396号	(変更認可)
昭和53年	7月11日	東北海運局78第1号	(変更認可)
昭和53年	7月12日	労働省収職第1383号	(変更認可)
平成元年	7月18日	東北運輸局東北総第249号	(変更認可)
平成元年	7月21日	労働省収職第4273号	(変更認可)

財団法人東北港湾福利厚生協会寄付行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、財団法人東北港湾福利厚生協会という。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、事務所を仙台市宮城野区原町南目字町 1 4 6 番におく。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は港湾労働者の福利厚生施設の整備並びに福利厚生事業を推進し、もって港湾作業能率の向上を図り、あわせて港湾の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 港湾労働者用住宅及び宿泊施設の設置及び運営
- (2) 港湾労働者に対する給食施設の設置及び運営
- (3) 港湾労働者の医療施設の設置及び運営
- (4) 港湾労働者の養成、訓練等その素質の向上に関する施設の設置及び運営
- (5) その他の本会の目的を達成するため必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(資 産 の 構 成)

第 5 条 本会の資産は、つぎに掲げるものからなる。

- (1) 別紙目録に掲げる財産
- (2) 東北地区港湾における港湾運送事業者が拠出する港湾福利分担金
- (3) 本会の事業及び資産から生ずる収入
- (4) 寄付金その他の収入

(資 産 の 種 別)

第 6 条 本会の資産は、基本財産及び普通財産とする。

2. 基本財産は、次の各号より構成され、これを処分又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の 3 分の 2 以上の同意を経、かつ、主務大臣の認可を得て、その一部を処分又は担保に供することができる。

- (1) 別紙財産目録中基本財産として記載された財産
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 本会の資産は、理事会の議決により理事長が管理する。

2. 本会の資産中、現金は郵便官署若しくは確実な銀行に預け入れ、又は国債、確実な証券等を購入して保管するものとする。

(経費の支弁)

第8条 本会の経費は、普通財産をもって支弁する。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算等)

第10条 本会の予算は、毎年評議員会の議決を経て定め、決算は、財産目録及び貸借対照表と共に監事の監査を経て評議員会の承認を得るものとする。

(予算及び決算等の報告)

第11条 予算、決算、事業計画及び前年度事業報告書は、毎会計年度終了後90日以内に主務大臣に報告するものとする。

第4章 役員等

(役員の種類)

第12条 本会に次の役員をおく

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 12名以上21名以内（理事長、副理事長及び専務理事を含む）
- (5) 監事 3名以内

(役員を選任)

第13条 理事長、副理事長は、理事の互選による。

2. 専務理事は、理事会に諮り理事長が指名する。

3. 理事及び監事は、評議員会において選任する。

(役員職務)

第14条 理事長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長が指名した順序により、その職務を代行する。

3. 専務理事は、会務を掌理し、理事長及び副理事長ともに事故があるときは、その職務を代行する。

4. 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

5. 監事は、民法第59条の職務を行なう。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期が満了した場合であっても、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行うものとする。

(役員 の 解 任)

第16条 役員で、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会の議決により解任することができる。

(役員 の 報 酬)

第17条 役員は、名誉職とする。ただし、専務理事は有給とすることができる。

(評 議 員)

第18条 本会に、評議員25名以上50名以内をおく。

2. 評議員は、東北地区の港湾における港湾関係事業者及び港湾労働者の団体を代表する者のうちから理事会に諮り理事長が委嘱する。
3. 評議員は、評議員会を組織し、別に定める事項を審議する。
4. 評議員には、第15条及び16条の規定を準用する。

(顧問及び相談役)

第19条 本会の事業に関する重要な事項を諮問するため、理事長は、理事会の議決を経て、顧問及び相談役を委嘱することができる。

(職 員)

第20条 本会に必要な職員をおき、理事長が任免する。

第 5 章 会 議

(会 議)

第21条 会議は、理事及び評議員会とし、その議長は理事長があたる。

(理事会の招集)

第22条 理事会は理事長が随時招集する。

2. 理事長が理事会を招集しようとするときは、会議の目的、日時及び場所を示した書面をもって、開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(理事会の議決事項)

第23条 理事会は、本寄付行為に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 評議員会で議決すべき事項
- (2) その他理事長が必要と認めた事項

(理事会の定足数及び議決)

第24条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2. 理事会の議事は、本寄付行為に特別の定めのある場合を除いては、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書 面 表 決 等)

第25条 理事会に出席することのできない理事は、書面をもって表決をなし又は

他の出席理事に議決権の行使を委任することができる。

2. 前項により、書面をもって表決をなし又は他の出席理事に議決権の行使を委任した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 2 6 条 理事会においては、議事録を作成して議長及び議長の指名する出席理事が署名押印するものとする。

(評 議 員 会)

第 2 7 条 評議員会は、通常会及び臨時会とする。

2. 通常会は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に理事長が召集する。

3. 臨時会は、理事長が必要と認めたとき又は評議員の 5 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的である事項を示して請求があったときは、理事長は臨時会を招集しなければならない。

(評議員の議決事項)

第 2 8 条 評議員会は、本寄付行為に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事 業 計 画

(2) 事 業 報 告

(3) その他理事会において必要と認めた事項

(準 用)

第 2 9 条 評議員会には、第 2 2 条 2 項及び第 2 4 条から第 2 6 条までの規定を準用する。

第 6 章 事 務 局

(事 務 局)

第 3 0 条 本会に事務局を置く。

2. 事務局に関する規定は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

第 7 章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第 3 1 条 本寄付行為は、理事及び評議員のおのおの 3 分の 2 以上の同意を経、かつ主務大臣の認可を受けなければ、変更することができない。

(解 散)

第 3 2 条 本会は、理事及び評議員のおのおの 3 分の 2 以上の同意を得なければ、解散することができない。

(残余財産の処分)

第 3 3 条 本会の解散に伴う残余財産は、評議員会の議決を経、かつ主務大臣の許可を受けて、本会と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第 8 章 雑 則

(施 行 細 則)

第 3 4 条 本寄付行為の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が定める。

附 則

1. 本寄付行為は主務大臣の許可があった日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は昭和 4 1 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

1. この寄附行為は主務大臣の認可のあった日から施行する。
2. この寄附行為の施行の日の属する会計年度は、改正前の第 9 条の規定にかかわらず、昭和 4 7 年 3 月 3 1 日に終るものとする。